

令和8年度

国・県の施策及び予算に関する提案・要望

山 梨 県 町 村 会



## 令和8年度国・県の施策及び予算に関する提案・要望について

町村自治の振興に対しましては、平素から格別のご高配とご指導を賜り深く感謝申し上げます。

我々14町村は、人口規模、高齢化率、行政面積、地理的条件などに違いこそありますが、山梨県が目指す「県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなし」に呼応し、物価高騰や国際情勢の不安定化などの状況にあっても、住民生活に直結する様々な施策に積極的に取り組みながら、それぞれが厳しい財政状況の中、足元を固めつつ、未来を見据えた行政運営に日々努めております。

県におかれましては、県民の生活基盤を強化する「ふるさと強靱化」及び多様な個性が集い活躍する「『開の国』づくり」の2つの柱の下、防災インフラの強化やケアラー支援をはじめとする生活支援の充実、更には富士山登山鉄道構想やスタートアップ支援など、地域の安全・安心と未来志向の発展に向けた多様な施策を着実に推進されており、私たち町村や県民にとって大きな力になっております。

町村におきましても、住民が豊かさを感じ、共に暮らし続けることができる「豊かさ共創社会」の実現に向け、県の施策とも連携しながら量・質・面から山梨らしい豊かさを築いていくため、個性と潜在能力を発揮し、地域の魅力と価値を高める施策をさらに進めていかなければなりません。

本提案・要望は、町村にとりまして重要かつ緊急な課題を取り上げております。

令和8年度予算編成及び各種施策の具体化に当たっては、町村の実情をご理解いただき、特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

令和7年8月6日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

山梨県町村会 会長 望月 幹也  
(身延町長)

副会長	高 村 正一郎	(山中湖村長)
同	遠 藤 浩	(市川三郷町長)
	深 沢 肇	(早川町長)
	佐 野 和 広	(南部町長)
	望 月 利 樹	(富士川町長)
	塩 澤 浩	(昭和町長)
	出 羽 和 平	(道志村長)
	堀 内 達 也	(西桂町長)
	大 森 彦 一	(忍野村長)
	小 林 茂 澄	(鳴沢村長)
	渡 辺 英 之	(富士河口湖町長)
	舩 木 直 美	(小菅村長)
	木 下 喜 人	(丹波山村長)



## 令和8年度 国・県の施策及び予算に関する提案・要望

1	地方分権改革の推進について	1
2	町村自治の確立について	2
3	国・県の施策に対する財政支援について	3
4	こども・子育て支援の強化について	4
5	町村におけるDX推進への支援について	5
6	情報通信基盤の整備促進等について	7
7	町村税源の充実強化について	8
8	地方交付税制度の充実・堅持について	9
9	地方債の充実改善について	10
10	大規模災害への対応支援等について	11
11	過疎地域における医療の確保について	13
12	介護支援に関する制度要件の見直しについて	14
13	新型コロナウイルスワクチン等定期接種費用の助成について	15
14	条件不利地域における「新たな物流」の確保について	16
15	農業・農村振興の推進について	17
16	高速自動車国道の整備について	19
17	上下水道事業への財政支援の拡充について	21
18	教育環境の整備について	22



# 1 地方分権改革の推進について

- (1) 国と地方の役割分担を一層明確化するとともに、権限移譲及び規制緩和の推進を図ること
- (2) 義務付け・枠付けの廃止及び縮小、「従うべき基準」の参酌すべき基準化並びに条例制定権の拡大を進めるとともに、町村が条例化に向けた検討を行えるよう適切な情報提供を行うこと
- (3) 町村へ事務及び権限を移譲する際は、財源不足が生じないよう人件費を含め必要な財源を確保するとともに、必要な支援を行うこと
- (4) 「地方分権改革に関する提案募集方式」による地方の提案については、可能な限り実現を図ること

## 【現状と課題】

- 町村が魅力あふれる地域を創るためには、自らの判断と発想により個性を活かした地域づくりのできる仕組みが必要であり、地方分権改革の推進は、地方創生においても極めて重要なテーマである。
- 機関委任事務制度の廃止、国の関与の法定化等に始まる地方分権改革の流れは、地方に対する規制緩和、事務・権限の移譲等国の主導による改革から、地方の発意に根差した改革として導入された地方分権改革に関する提案募集方式へと進展している。
- その成果は、第15次までの分権一括法により、事務事業・予算執行の合理化、支障事例の改善、行政サービスの向上等の制度改正として実現しており、今や都道府県を含め全国の市町村が地域課題の解決のために提案し、地方の声が直接届く有効な手法として取り組んでいる。
- 町村が自主性・自立性を発揮し、更なる地方創生や地域に応じた行政サービスを着実に進めていくためには、権限移譲、規制緩和、義務付け・枠付けの廃止・縮小等が求められるが、権限を移譲する場合には、その財源が不足しないよう人件費を含めた財源を一体的に移譲することが必要である。

## 2 町村自治の確立について

- (1) 全国一律の基準により実施する住民等への給付金事業は、国が直接事務を行うこと  
やむを得ず町村に対応を求める場合には、スケジュールや給付要件を早期に示すとともに、方針変更、対象追加及びシステム改修による人的・財政的負担については、全額国費で負担すること
- (2) 国の制度の創設、拡充等に当たっては、町村の裁量の確保に十分配慮するとともに、補助金・交付金の申請手続の簡素化及び様式の統一化を進め、町村の事務負担の軽減を図ること
- (3) 町村への調査・照会に当たっては、システム標準化に移行されることに伴い、必要性や回答期限、重複項目等その内容を精査し、町村の行政サービスに支障をきたさないこと

### 【現状と課題】

- 国策的な給付金事業では、支払事務の主体となる町村における住民サービスの支障と過度の負担が生じているため、国が直接事務を行うか、町村に対応を求める場合は、早期かつ具体的な事務手続の提示に加え、国の責任において財政措置を講じることが求められる。
- 制度の創設、拡充等に伴う新たな計画の策定や専任職員の配置など全国一律的に義務付けを求めるものは、人的・財源面で制約のある町村では負担が大きい。国は、町村が果たしてきた役割や実績を十分に認識し、その実情と裁量に十分配慮するとともに、補助金・交付金の申請手続の簡素化や様式の統一化により町村の事務負担を軽減し、住民サービスや行政効率に支障が生じないような措置が望まれる。
- 国からの調査・照会は、職員の負担につながるため、その必要性のほか、重複する事項や回答の内容・期限も精査し、適切で意義あるものにすることが強く望まれる。

### 3 国・県の施策に対する財政支援について

- (1) 国の補助事業については、物価高騰による影響により、実際の事業費と基準額に大きな乖離があるため、定期的な見直しを図ること
- (2) 県独自の補助事業については、町村との協議を十分に図った上で事業を施行するとともに、町村の事務負担や財政負担を極力抑えること

#### 【現状と課題】

- 昨今の急激な物価高騰や人件費の上昇に伴い、町村が実施する国の補助事業においては、国が定める補助基準額と実際に要する事業費の間に大きな乖離が生じているため、補助基準額の妥当性を定期的に検証し、円滑に事業を継続できるよう必要な財政支援が求められる。
- 県が実施する独自事業については、事業の計画段階から町村との十分な協議がなされないまま制度設計や施行されるケースが見受けられ、過度な事務負担や財政負担が町村に課される状況が懸念されている。

今後は、町村の人的・財政的負担に十分配慮し、県と町村が対等かつ建設的な関係の中で、持続可能な地域行政の構築に取り組むことが必要である。

## 4 こども・子育て支援の強化について

- (1) こども未来戦略に示された各種施策の実施について、地域格差が生じることのないよう確実に財源を確保し、地方の負担が増大しないようにすること
- (2) 現物給付方式による公費負担制度を確立すること
- (3) 山梨県乳幼児医療費助成事業費補助金の補助対象年齢を引き上げること

### 【現状と課題】

- 地域と社会全体で全ての子供・子育て世帯を対象にしたサービスを拡充し、次元の異なる少子化対策の実現に向け政策を強化する「こども未来戦略」が令和5年12月に閣議決定された。令和8年度までの集中取組期間の「加速化プラン」では、「若い世代の所得を増やす」、「社会全体の構造・意識を変える」、「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」の3つの基本理念のもと、児童手当の拡充やこども医療費助成に係る国保減額調整の廃止等全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充に取り組むこととしている。
- これらの政策を実現するためには、国と地方の適切な役割分担の下、地域間格差が生じることなく各自治体が安心して取り組むことのできる安定財源を確保することが不可欠である。医療費助成事業は概ね全ての自治体の実施しており、こども・子育て支援の強化には、現物給付方式による公費負担制度の確立が求められる。
- 乳幼児医療費助成事業は、県内の全町村が県の補助対象年齢に上乗せして実施し、県内居住であれば18歳まで医療費が助成される状況である。山梨県乳幼児医療費助成事業費補助金の対象は、通院で5歳未満、入院で未就学児と県と町村で差が出ており、県と町村が一体となり子育て支援を強化するためにも補助対象年齢の引上げが強く望まれる。

## 5 町村におけるDX推進への支援について

- (1) 基幹業務システムの標準化・共通化において、システム移行に係る新たな費用や影響を受けるシステムの改修費等、移行に関する全ての費用について、国の責任において全額国費で措置すること
- (2) 基幹業務システムの標準化・共通化において、ガバメントクラウドの利用に係る費用を含めた移行後の運用費用について、移行前の運用費用を上回る分については、国の責任において全額国費で措置すること
- (3) 町村におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進するため、財政規模及び自主財源を考慮した財政支援を令和8年度以降も継続するとともに、県が設置した「県・市町村DX推進会議」を効率的かつ効果的に活用し、町村の支援を引き続き行うこと

### 【現状と課題】

- システム改修費や移行費用等については、デジタル基盤改革支援補助金の対象となっているが、町村ごとに上限額が定められ、システム移行に必要な額に達していない町村がある。また、システム移行に伴い発生する費用にも関わらず、補助対象外とされている経費も多くある。
- 移行後の運用費用について、閣議決定された国の方針では、平成30年度比で少なくとも3割の削減を目指すとしているが、現実には多くの町村において、移行前と比較して数倍となるなど、大幅に増加する見込みとなっている。また、国は、ガバメントクラウドの利用料及び関連する費用、システム運用経費の増加分について普通交付税措置を講ずることとしているが、普通交付税措置では必要な費用を確実に措置することができない。
- このような状況を踏まえ、町村の財政運営に大きな影響を与えていることから、国の責任において、財政支援が措置されることが望まれる。
- 誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化を目指す「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、利用者目線での行政サービスの向上、デジタル基盤環境の整備、教育・学習の振興、デジタル人材の

育成・確保等が求められている。

- 町村は、デジタル技術を活用した地域課題の解決等に向け、自治体DX推進計画等に基づき行政運営の簡素化及び効率化を進めているが、自主財源に乏しい町村も多く、デジタルトランスフォーメーションを推進するためには、財政負担と人材確保が大きな課題であり、積極的かつ継続的な財政支援及び人的支援が不可欠である。
- 特に、デジタル人材の確保は、官民を問わず全国的な問題であり、外部登用や委嘱、職員リーダーの育成等に加え、広域行政の観点から県が人材を確保した上で町村に派遣する等の対応支援が必要である。

## 6 情報通信基盤の整備促進等について

- (1) 条件不利地域等において町村が整備する光ファイバ等への財政支援を継続し、維持・更新を含めた運営に対して支援すること
- (2) 不採算地域におけるブロードバンドサービスへの交付金制度を継続し、維持管理費に加え設備更新費用を交付対象に拡充すること
- (3) 不採算地域において事業者が整備する光ファイバ、携帯電話基地局等への財政支援を拡充すること
- (4) 町村が整備した光ファイバ網の災害復旧対策として、デジタル社会を支えるインフラ基盤の重要性から、道路等と同等の国庫補助及び地方財政措置とすること

### 【現状と課題】

- 国は、誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化を目指し、行政サービスの向上、デジタル基盤環境の整備、教育・学習の振興等に係る重点計画を定めた。デジタル社会において、情報通信インフラやこれを活用するシステム等の情報通信基盤の整備は不可欠である。
- 条件不利地域を含めた全ての町村や社会的弱者を含む全ての住民がデジタル化に取り残されることなく、等しくサービスの向上を実感するためには、地域デジタル基盤の活用事業に加え、財源の乏しい町村財政や不採算地域の実情に配慮した財政的支援が必要となる。
- 不採算地域等における基盤整備では、事業者に対するブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度(交付金)を設備更新費も交付対象とし、公設(施設)設備の高度化や情報通信基盤の維持更新を補助対象にする等の財政措置の拡充が必要である。
- これまで町村が整備してきた光ファイバ網は、デジタル社会を支える重要なインフラである。被災時の復旧対応は補助金のみであり、道路と同様、法定の国庫補助事業にするとともに、元利償還金が交付税措置される災害復旧事業債の対象とする財政措置の拡充が必要である。

## 7 町村税源の充実強化について

- (1) 地方税は、国と地方の役割分担に応じ、地方が担うべき事務と責任に見合う税源配分に見直すとともに、地域偏在性の小さい税目構成とすること
- (2) 固定資産税は、町村財政を支える基幹税であることから、国の経済対策や制度の根幹に関わる見直しはせず、引き続き安定確保に配慮すること
- (3) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在町村における貴重な財源として、これに代わる恒久的かつ安定的な財源がないことから、現行制度を堅持すること

### 【現状と課題】

- 自主財源に乏しい町村が多い中、自主的・主体的な地域づくり及び各般の政策課題を着実に推進する大きな役割が求められている。公共施設等の老朽化対策や防災・減災対策、脱炭素社会の推進等取り組むべき課題が山積する中で、人口減少・少子高齢社会への的確な対応、更なる地方創生、デジタル社会の推進等を積極的に進めていくためには、税源の偏在性が少ない安定的な地方税体系の構築により自主財源を拡充し、財政基盤を強化することが不可欠である。
- 固定資産税は、町村財政を支える安定した基幹税目である。引き続き制度の根幹を揺るがす見直しや国の経済対策に用いることなく、税収が安定的に確保できるようにすることが求められる。
- ゴルフ場利用税は、税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付され、特に財源に乏しく山林原野の多い市町村において極めて貴重な財源である。アクセス道路の維持管理、治水等の災害防止対策、ごみ処理・不法投棄、水質調査等の環境対策等、ゴルフ場特有の行政需要に対応しており、地域振興を図る上でも不可欠な財源となっていることから、現行制度を堅持することが求められる。

## 8 地方交付税制度の充実・堅持について

- (1) 地方交付税は地方の固有財源であり、その性格を制度上明確にするため、「地方共有税」への組替えを行うこと
- (2) 地方交付税の有する「財源調整機能」及び「財源保障機能」を堅持し、臨時財政対策債の撤廃や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うことにより、地方交付税総額の充実及び確保を図ること
- (3) 地方一般財源総額について、2027年度までにおいて、2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保し、町村が行財政運営を安定的に行えるよう、地方交付税等一般財源総額の確保・充実を図ること

### 【現状と課題】

- 自治体間の税源が偏在する中、町村に一定の行政水準の確保を求める以上、地方の固有財源による地方交付税制度の財源保障及び財源調整の2つの機能を堅持し十分に発揮することが不可欠である。
- 町村が自主性・自立性を発揮した様々な施策を着実に実施するためには、継続的かつ安定した自主財源を確保することが求められ、地方交付税率の引上げを含めた抜本的な見直しが必要である。基準財政需要額の算定では、そもそも行政コストの差は人口や地理的条件等の歳出削減努力以外の差によるところが大きく、一律の行政コストの比較には馴染まない上、中山間地域では民間委託そのものが困難なところもあり町村の実態は様々である。
- 臨時財政対策債については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、これに頼らず安定的な交付税総額を確保することが肝要であるため、引き続き発行額を縮減・抑制することが求められる。
- このような実態を踏まえ、人口減少・少子高齢社会に対応した地方創生の推進等、町村の行財政運営に支障をきたさないようにするため、従前からの措置と同様、地方一般財源総額を確保することが望まれる。

## 9 地方債の充実改善について

- (1) 地方債の所要総額を確保するとともに、財政融資資金や地方公共団体金融機構資金等、長期・低利の公的資金を安定的に確保すること
- (2) 町村が計画的に公共施設等の適正管理及び地域の脱炭素化を推進していくため、引き続き必要な措置を講じること
- (3) 累積する地方債の元利償還については、将来において町村の財政運営に支障をきたすことなく必要な財源措置を講じること

### 【現状と課題】

- 資金調達能力が弱い町村にとって、防災・減災対策、公共施設等の適正管理・老朽化対策及び地域活性化への取組みを着実に進めていくためには、長期かつ低利の公的資金を安定的に確保するとともに、地方債の一層の充実と改善が望まれる。
- 公共施設等の適正管理の推進に当たっては、公共施設等適正管理推進事業債の期限が令和8年度までとされているが、役場庁舎等の長寿命化及び公共施設・公営企業の脱炭素化を含め、今後も計画的かつ適切な取組みを行っていくためには、引き続き対象事業の拡充及び財政措置の強化を図ることが重要である。
- 将来における町村の健全な財政運営に向け、臨時財政対策債における元利償還については、その全額を地方交付税とは別に財源措置するとともに、国において後年度の財源措置を約束した地方債の元利償還に対する措置を確実に履行することが求められる。

## 10 大規模災害への対応支援等について

- (1) 大雪、南海トラフ地震及び富士山噴火といった大規模災害の対応では、災害時に市町村が迅速かつ円滑に対応できるよう地域を超えたバックアップ体制の構築を行うこと
- (2) 国土強靱化基本計画及び国土強靱化実施中期計画に基づき、計画的な事業を着実に実施できるよう、安定的かつ十分な財源を確保すること
- (3) 隣県との交通の確保や圏域間を結ぶ山間道路を計画的に整備できるよう山間部の強靱化に必要な社会資本整備予算の配分を行うこと
- (4) 山間部における集落の孤立化を防ぐため、県営林道の災害時の避難経路としての活用及び通年での通行について対応すること
- (5) 町村における災害対応力の維持、向上に資するため、令和8年度以降も引き続き小規模治山（流木等発生源対策）事業の財政支援を図ること

### 【現状と課題】

- 地震列島として急峻な山地や河川が多く災害を受けやすい我が国は、過去の大震災や台風・豪雨による風水害を教訓とし、防災・減災を強化する国土強靱化に取り組んでいる。四方を山に囲まれ急峻で脆弱な地形や地質の多い本県も同様であり、県防災会議の「地域防災計画」や富士山火山防災対策協議会の「富士山火山避難基本計画」に基づき、各種関係団体と連携した災害対策を進めている。
- 災害対策基本法に基づく防災計画体系のほか、地震対策特措法及び土砂災害防止法等の個別法に基づく各種災害対策並びに活動火山対策特別措置法で義務付けられている避難確保計画等策定が必要な計画事項は多い。町村が各種機関との連携・協力の下、迅速かつ円滑に対応できるよう関係法令や制度、実施すべき事項、住民等への経済的支援など被災前後における必要に応じた的確な対応支援と役割分担、総合防災情報システムを核とした各種システムとの情報連携等その体制

整備が強く求められる。

- また、災害発生時の対応として、住民の生活環境を維持するために必要なライフラインの要である燃料の安定供給を確保することや、大規模災害に伴う災害廃棄物の処理等各町村の負担を軽減に向けた地域の垣根を超えたバックアップ体制の構築が求められている。
- 国土強靱化基本計画及び国土強靱化実施中期計画により、当初予算での措置及び事業を着実に実施できる安定的で十分な財源確保を図ることが望まれる。特に、県土強靱化では、山間部の道路・トンネル等要整備事業として国土強靱化地域計画等に明記されているものであっても重点配分対象とならない箇所が多い。本県の実情に合った必要な社会資本整備として十分な予算配分が強く求められる。
- 山間部に集落が点在している本県では、土砂災害等による集落の孤立化が課題となっており、交通途絶の際の避難経路として活用できるよう県営林道の計画的な整備・修繕を進め、閉鎖されている県営林道の供用の再開及び通年での通行を可能にするといった対応が求められている。
- 山地災害防止の観点から行われている小規模治山（流木等発生源対策）事業は、令和7年度までの事業実施は確定しているが、本県の荒廃林地の早期予防及び復旧が可能となるといった効果が見込まれることから、令和8年度以降も引き続き財政支援をすることが求められている。

## 1 1 過疎地域における医療の確保について

へき地等において総合的な医療を提供する医師を養成・確保するとともに、へき地診療所・へき地医療拠点病院の整備を促進し安定的な運営を確保することにより、地域の実情に応じたへき地保健医療対策を推進すること

### 【現状と課題】

- 地域によっては医療施設までの距離が遠く、交通の便も悪いため十分な医療を受けにくいという課題がある。また、高齢化が進んでいく中で住民が安心して診療を受けることができるための医療提供体制の整備も必要となっており、医師の確保や地域に即した医療活動の展開・充実を図る必要がある。

## 1 2 介護支援に関する制度要件の見直しについて

- (1) 主任介護支援専門員の資格取得のための要件を緩和すること
- (2) 介助用自動車購入等助成事業補助金の対象条件を緩和すること

### 【現状と課題】

- 町村が設置する地域包括支援センターは、原則保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員を配置しなければならず、直営で運営している町村においては、正規職員の保健師が資格を取得し主任介護支援専門員の役割を担っているため、同じ所属での勤続年数が長期化し、人事異動や運営に支障をきたしている。
- 主任介護支援専門員の資格を取得するためには、介護支援専門員の資格を有していることが前提となり、さらに専任の介護支援専門員として通算5年以上の実務経験があること又は認定介護支援専門員の資格を有し専任として通算3年以上の実務経験があることなどが必要とされている。
- 資格を取得できる職員が増えることにより、人材育成や職員配置体制が改善し、住民に対してより質の高い福祉サービスを提供することができるようになるため、資格取得のために必要な実務経験年数の短縮等要件の緩和が望まれる。
- 介助用自動車購入等助成事業補助金の現行制度では、「納期が年度をまたぐ（年度内に事業が完了しない）場合は、補助対象とならない。」とする運用がなされているため、現場には混乱や不公平感がもたらされている。近年、福祉車両は需要の集中や半導体不足等により、発注から納車までに数ヶ月を要するのが常態化しているため、真に必要とされる現場に補助が届くよう、柔軟な制度設計の検討が求められている。

## 1 3 新型コロナウイルスワクチン等定期接種費用の 助成について

新型コロナウイルスワクチンを含む定期接種の費用について、国や県が助成し、住民の費用負担を極力抑えること

また、今後、新興感染症が発生した場合、臨時接種から定期接種へ移行された際の接種費用についても、同様に国や県が助成すること

### 【現状と課題】

- 令和6年4月以降、新型コロナウイルスワクチンは「定期接種（B類疾病）」に移行されたが、定期接種に係る費用については、令和7年4月以降、国の助成が終了し、町村からの助成のみとなり個人負担額が増大している。
- 新型コロナウイルスは完全に終息しておらず、高齢者や基礎疾患を有する住民にとっては依然として重症化のリスクが高く、安定的な財源措置がなければ、住民サービスの低下や接種率の低下が懸念される。
- 今後の新興感染症や現在定期接種として対象となっている感染症についても、町村や住民の財政負担が増加しないよう、対策が求められる。
- 接種費用の個人負担が増えることで、さらなる接種率の低下、感染拡大による医療機関の逼迫が予測される中、財政困難な町村の状況から、接種費用に対する十分な助成を行うことは難しく、個人の重症化予防、地域の感染拡大予防及び地域医療の安定供給のため、国には継続的な助成が求められる。

## 1 4 条件不利地域における「新たな物流」の確保について

条件不利地域等における「新たな物流」の確保について支援するとともに、民間企業が持つ配送ルールの緩和に対して問題意識を持って議論を進めること

### 【現状と課題】

- 条件不利地域では、人口減少に伴い、既存の物流体制を将来に渡り維持することが難しいとの声が民間企業から挙げられており、店舗の経営が困難となることや、個々の住居における生活必需品の入手が困難となるなど、「買い物空白地域」となる懸念がある。
- これらの人口減少地域では、密度の経済が発揮される都市部とは異なる仕組みが必要であり、さらにドローンなどの最新技術を活用し、地域での生活を維持する社会経済モデルを確立することが急務である。
- 現状、宅配業者の配送は一定水準の配送ルールがあるが、その中には、配送荷物の混載制限や、ドローン配送を不可とする配送方法の指定、配送の際は特定のユニフォームを着用しなければならないといった、モデル確立のネックとなるルールがいくつか存在する。それらの配送ルールについて、先行自治体では地域ごとに関係者による議論が行われているが、個別の仕組みを設定するのではなく、国が主体的に民間企業とともに議論する枠組みを設定するか、自治体と民間企業の協議組織に国も参加して、緩和ができるよう一定の共通したルールを設定することが求められる。
- 一部自治体が先行して新たなモデルを試行する現状よりもさらに踏み込んで、過疎地域を中心に現在の物流体制が将来的にどのように変化していく恐れがあるのか、国が主体的に物流の課題に対して取り組む必要がある。

## 1 5 農業・農村振興の推進について

(1) 中山間地域の振興を図る中山間地域等直接支払制度において、小規模協定を機能させる仕組みや非農業者をはじめとする人材の参画、共同活動が継続できる広域化の仕組みを検討するとともに農用地管理等に必要な経費の高騰等を考慮し交付単価の見直しを図るなど、町村に寄り添った制度にすること

また、集落機能強化加算については、営農活動と集落機能の維持は不可分であることから、新たな集落協定についても支援の対象とすること

(2) 鳥獣による農業及び農村の生活環境への被害を防止するため、緊急的な捕獲活動の実施や侵入防止柵の整備等に対し財政措置を拡充すること

(3) 農山村の維持・活性化を図る農村RMO形成推進事業を推進するため、必要な財源を確保すること

### 【現状と課題】

- 中山間地域等直接支払制度では、令和7年度より第6期がスタートしており、新たな加算要件として「ネットワーク化加算」、「スマート農業加算」が再編されているが、引き続き、個別の集落に対する集落機能の維持強化、廃止が増加している小規模協定を機能させる仕組みづくり、非農業者をはじめとする人材の参画や共同活動が継続できる広域化の促進など、地域の実情を踏まえた柔軟で実効性のある制度設計が求められる。
- 直近(令和5年度)の鳥獣による農作物の被害額は、全国で約164億円、本県で約1.4億円であり、農業に重点を置く農村では重大な影響が出ているほか、家屋被害や人的被害の発生により住民生活にも大きな被害が出ている。このため、緊急的に行う鳥獣の捕獲や侵入防止を図る対策に必要な財政措置を拡充し、各地域の被害状況に応じた対策を強化することが求められる。

- 町村内の協議会等による農地保全活動や農業を核とした経済活動と合わせ、生活支援等地域コミュニティを維持する取組に対し、国では農村RMOモデル形成支援として交付金による支援を行っている。事業実施町村の負担額を軽減するとともに、今後、本事業の採択を見込む自治体への対応として、必要な財源を確保することが求められる。

## 1 6 高速自動車国道の整備について

- (1) 中部横断自動車道は全線開通に向け、未事業化区間である長坂から八千穂までの早期事業化を図ること
- (2) 中部横断自動車道の4車線化の促進について、増穂IC～双葉JCT間の早期事業化を行うこと
- (3) 中央自動車道の整備及び利用の促進に向け、上野原IC以東の渋滞対策事業の早期完成させること
- (4) 中央自動車道河口湖ICと西富士道路（静岡県）を接続する高速自動車道を整備すること

### 【現状と課題】

- 中部横断自動車道の北杜市長坂町から長野県佐久穂町までの区間は、唯一の未事業化区間であるため、早期事業化が求められる。
- 令和7年4月、中部横断自動車道の南アルプスIC付近に大型商業施設が開店したことで、交通量増加に伴う渋滞発生への恐れが生じている。また、利便性の向上による周辺地域の活性化も見込まれることから、国土交通省において策定した「高速道路における安全・安心基本計画」に基づく暫定2車線区間における4車線化の優先整備区間である「白根IC～双葉JCT間」の早期事業化、「増穂IC～白根IC」の優先整備区間への格上げ及び早期事業化が求められる。
- 中央自動車道上野原IC以東では、慢性的な渋滞が発生し、特に上り線の小仏トンネル付近、下り線の相模湖付近の渋滞により、経済的・時間的損失が発生していることから、渋滞対策事業の早期完成が求められる。
- 富士北麓西部地域においては、主要道路が国道139号しかなく、観光シーズンになると富士北麓地域に多くの観光客が訪れることで渋滞が発生し、住民の日常生活に支障をきたしている。

新たに道路を整備することで渋滞緩和が図られるほか、静岡方面からのアクセスが向上することで、交流人口等の増加に伴う地域経済の循環にもつながり、周辺地域・山梨県全体の活性化が見込まれる。

また、災害発生時には、避難・救助道路としての機能の他に、富士山噴火の際には溶岩流への導流堤の役割にも期待できることから、早期の計画・事業化が求められる。

## 1 7 上下水道事業への財政支援の拡充について

上水道・下水道事業について、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金に係る十分な予算措置、補助率の引き上げ及び採択基準の緩和を図ること

### 【現状と課題】

- 水道・下水道事業者は、施設の老朽化による更新や耐震化の整備を進め、強靱で持続可能な事業を目指していく必要がある。現在、施設整備の投資実績がピークに達してから数十年が経過し、更新需要が著しく増大している。
- 整備には多額の費用を要するが、人口減少等に伴い貴重な財源である料金収入の増加も見込めず、経営に大きな影響を及ぼしている。
- そのような中、施設の更新・強化を進めていく必要があることから、社会資本整備総合交付金（下水道事業）及び防災・安全交付金（水道・下水道事業）の国庫補助金について、必要な予算措置、補助率の引き上げ及び採択基準の緩和措置が図られることが求められる。

## 1 8 教育環境の整備について

- (1) 全国一律での学校給食の無償化の実施に当たっては、小学校・中学校の同時実施を前提とした具体的方策を早期に示すこと  
また、県は、全国一律での無償化が実施されるまでの間、町村が実施する学校給食の無償化について支援すること
- (2) へき地児童生徒援助費等補助金の遠距離通学費について、補助要件を緩和すること
- (3) 県費教員の加配措置及び町村単費教員の確保について具体的な措置を講じること

### 【現状と課題】

- 「こども未来戦略方針」を踏まえて実施された学校給食に関する実態調査の結果を受けて公表された「給食無償化」に関する課題の整理について(令和6年12月27日)において、自治体独自の「給食無償化」の実施状況や「給食無償化」に関する課題等が示された。
- 令和7年2月25日の自民党、公明党及び日本維新の会の3党合意では、小学校を念頭に、令和8年度に「給食無償化」を実現することが示されたが、財源を含め具体的な内容が示されておらず、地方自治体に対して、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用を促すとともに、「給食無償化」について整理した課題の様々な論点について十分な検討を行う旨の記述に留まっている。
- 全国的に子育て支援や少子化対策の目的で学校給食の無償化を実施している町村が増えつつあるが、現在、無償化を実施するに当たっては、高騰する材料費や燃料費による財政的負担が大きいため、全国一律での無償化が実施されるまでの間は、県による財政措置が望まれる。
- 少子化が進行している町村においては集団登下校が維持できず、通学の安全性を確保するため、スクールバスの運行により通学の支援を行っているが、近年の燃料費や人件費の高騰などの影響により、財政的に大きな負担となっている。

- へき地児童生徒援助費等補助金の遠距離通学費は、その補助対象の基準として、通学距離が4 km 以上の小学生及び6 km 以上の中学生に限定しているが、山間部等のへき地においては、通学路の災害発生リスクや鳥獣の出没等が懸念されるため、町村が地域の実情に応じて柔軟に通学支援できるよう国において補助要件を緩和することが望まれる。
- 近年、教員の長時間勤務の問題等により、全国的に教員採用試験の倍率が低下し、教員不足が生じている。県においては、令和8年度に公立小学校の25人学級を全学年に拡大することとしており、教員不足のさらなる増大が懸念される。
- 町村において教員を確保することは大変困難なことであるが、特別な支援を要する児童・生徒が増加傾向にあることや、きめ細やかな教育を実施するため、町村では、単費で教員を任用し対応している。
- 今後も、教員数を確保しなければならない状況は続いていくため、県費教員の加配措置及び町村単費教員の任用に対する補助制度の創設等具体的な措置を講じることが求められる。



